

学校いじめ防止対策基本方針

(1) いじめに対する本校の基本的な考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

②基本方針

- けんかやふざけであっても、心身の苦痛を感じていればいじめと認知する。いじめを「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識する。
- いじめは絶対に許さない。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
- いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うとともに、いじめを行った生徒の背景を踏まえた指導を行い、再発を防ぐ。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- いじめ問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。教師の不適切な発言や体罰等がいじめを誘発することがあることを認識し、これらを排除する。
- 家庭・学校、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む。

(2) いじめ防止のための組織

①組織の名称

いじめ・長欠問題対策委員会

②役割

- ア 学校いじめ防止対策基本方針の策定及び改善、P D C Aサイクルに基づく、取組状況の評価・改善
- イ いじめ防止等に関する年間計画の作成、キャンペーン等の企画
- ウ 職員研修の計画・意識啓発の促進
- エ いじめ、生徒の問題行動等に関する情報の収集、記録、対応の検討

③構成員

校長 教頭 生徒指導主事 教育相談主任 学年生徒指導担当
いじめ防止対策担当 養護教諭 スクールカウンセラー

(3) いじめの未然防止について

①教職員の姿勢・取組

- ア いじめに対する認識
 - 「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめられている生徒を絶対を守る」という共通意識をもち、いじめに対して毅然とした態度で臨む。
 - いじめを許さないという学校風土の醸成に全職員で取り組む。
- イ 研修
 - 職員研修の中にいじめに関する研修を位置づけ、いじめに対する認識や対応の仕方について計画的に実践的な研修を行う。
 - いじめの未然防止の観点から、リスクマネジメント研修を実施する。
 - 過度の競争意識など、生徒のストレスを高めることが、いじめの誘発につながる問題についての研修を行う。
 - 未然防止・早期発見と対応、重大事案に対する対応など、状況に応じた研修を実施し、いじめに対応する能力の研鑽に努める。

ウ 授業・学級づくり

- 生徒指導の機能を生かした授業実践に努め、共感的な人間関係を基盤として、自己存在感や成就感を味わうことができるようにする。また、「自己決定」の場を設定し、「わかる授業」を展開する。
- 本校の三つの生徒共通目標であるチャレンジ3の中の「一日一善」の目標達成に向けての啓発に努め、互いに助け合いながら楽しい学校生活が送れるようにし、いじめが発生しにくい学級環境づくりを進める。
- 生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する等、いじめ防止に資する活動を支援していく。

②生徒に対する取組

ア 道徳教育を核とした豊かな心の育成

- V S（ボランティアサービス）活動を積極的に進め、体験をとおして豊かな心の育成に努める。
- 道徳教育推進教師を中心に、体験に根ざした道徳教育を推進し、読み物資料、映像資料、ピアサポートプログラムなど様々道徳の授業を展開し、心の教育の推進に努める。

イ 自己有用感・自己肯定感の育成

- 学校行事、生徒会活動、部活動などの協同的な活動を生かし、友達から認められたり、友達のために役立つ体験の場や機会を設定し、「自己有用感」を育てる。また、自ら進んで友達や集団に貢献することを通して、「自己肯定感」を育成する。

ウ コミュニケーション能力の育成と建設的な合意形成

- コミュニケーション能力の育成を研究の中心課題に設定し、授業において話し合い活動等のコミュニケーション活動を積極的に取り入れる。また、話し合い活動を通して、問題解決に向けて、建設的な合意形成を生む力を育てる。

エ 情報モラル教育

- パソコンやスマートフォンを使用する際のモラルや、危険性について専門の知識を有した外部講師を活用し、生徒の情報リテラシーを高める。
- 個人情報や著作権の保護など、情報社会におけるルールやマナーについて指導し、規範意識を高める。

(4) 指導計画

月	いじめ対策	目的・留意事項
4	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策に関わる共通理解 ○生徒に対する情報交換 ○いじめ防止キャンペーン実施（生徒会中心） ○いじめアンケートの実施 ○教育相談体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに対する共通理解と対策を図る。 ・いじめに対する実態把握 ・生徒の実態把握
5	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケートの実施 ○家庭訪問の実施（4日間） ○SCとの面接 <ul style="list-style-type: none"> ・1年道徳「いつのみに」（友情） ・2年道徳「三年後のマルさん」（友情） ・3年道徳「串焼屋の孝一」（友情） 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートと教育相談（4日間） ○SCとの面接 ○いじめアンケートの実施 ○ピア・サポートプログラムの実施（1年・3年） <ul style="list-style-type: none"> ・1年道徳「白桃」（人間愛） ・2年道徳「地図のある手紙」（人間愛） ・3年道徳「マーチングフェスティバル」（人間愛） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活における悩みの把握・対策 ・教育相談の充実を図る
7	<ul style="list-style-type: none"> ○一学期の反省 ○いじめアンケートの実施 ○ピア・サポートプログラムの実施（1年・3年） <ul style="list-style-type: none"> ・3年道徳「重なり合う手と手」（多くの人々の善意や支え） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活への評価及び反省

9	○いじめ防止基本方針の評価・改善 ○いじめアンケートの実施 ○ピア・サポートプログラムの実施（1年・3年）	・いじめ防止基本方針の評価及び改善 ・いじめに対する実態把握 ・生徒の実態把握
10	○生徒に対する情報交換 ○ピア・サポートプログラムの実施（1年・3年） ・1年道徳「黙礼」（生きることの喜び）	
11	○いじめアンケートの実施 ○生活アンケートと教育相談（4日間） ○三者面談の実施 ○ピア・サポートプログラムの実施（2年） ・2年道徳「骨髄移植」（人間愛、思いやり） ・2年道徳「はだかの王様」（友情）	・学校生活における悩み等の把握・対策 ・教育相談の充実を図る
12	○二期の反省 ○いじめアンケートの実施	・学校生活への評価及び反省
1	○いじめアンケートの実施 ○ピア・サポートプログラムの実施（1年・3年）	・いじめに対する実態把握 ・生徒の実態把握
2	○生徒に対する情報交換 ○ピア・サポートプログラムの実施（2年） ○いじめ防止基本方針の評価・改善	
3	・1年道徳「昼休みのバスケットボール」（集団生活の向上） ○いじめアンケート・生活アンケートの実施 ○ピア・サポートプログラムの実施（2年） ・1年道徳「オリエンテーリング」（役割・責任） ・3年道徳「虹が輝く日」（集団生活の向上） ○三学期の反省	・学校生活への評価及び反省

(5) いじめの早期発見について

①いじめアンケートの実施

- 毎月1回、いじめアンケート調査を実施し、いじめの早期発見、生徒の内面の把握に努める。
- 保護者の方にも「いじめの兆候発見シート」を配付し、子どもの変化について家庭からも情報の提供をお願いする。

②観察

- 生徒と接する時間をできるだけ確保し、授業中だけでなく休み時間や放課後の様子についても把握するように努める。
- 学級担任と教科担任の連携を密にし、互いに情報を共有しながら、生徒の変化について早急に把握できる体制を構築する。

③教育相談の充実

- いじめ対応を念頭においた聞き取り調査、教育相談週間を学期に1回実施し、いじめ等生徒の悩みを受け止める機会を設ける。
- スクールカウンセラーや校長による全校生徒の面談を1学期の初めに実施、生徒の現状把握に努める。

④家庭・地域との連携

- 家庭訪問（5月）、個人面談（12月）など保護者と面談する機会は、いじめの問題についても取り上げるようにし、学校と家庭が両輪となっていじめの早期発見に努める。
- 地域の行事、地域ボランティアとの交流などの機会、所轄警察署との交流を活用し、本校生徒に対する地域の声を積極的に聞き、問題行動等についての情報の収集に努める。

(6) いじめに対する措置について

①いじめの発見と通報

ア 情報提供・相談窓口

- いじめ相談窓口の対応者が教頭と生徒指導主事であることを保護者に周知し、いじめの問題について学級担任以外にも相談が可能なことを知らせる。また、ホームページ等を活用して、地域住民からも情報を提供してもらう。

○県、市、青少年問題の対応機関等の電話相談など、校外の相談機関についても保護者に周知する。

No.	校外の相談窓口	電話番号
1	千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
2	千葉いのちの電話	043-227-3900
3	チャイルドライン千葉	0120-99-7777
4	ヤングテレホン（県警少年センター）	0120-783-497
5	子どもの人権110番	0120-007-110
6	北総教育事務所	043-483-1149
7	銚子児童相談所	0479-23-0076
8	旭市教育委員会	0479-55-5726

イ 初期対応

○いじめと疑われる行為を職員が見つけた場合は、直ちにその行為をやめさせる。

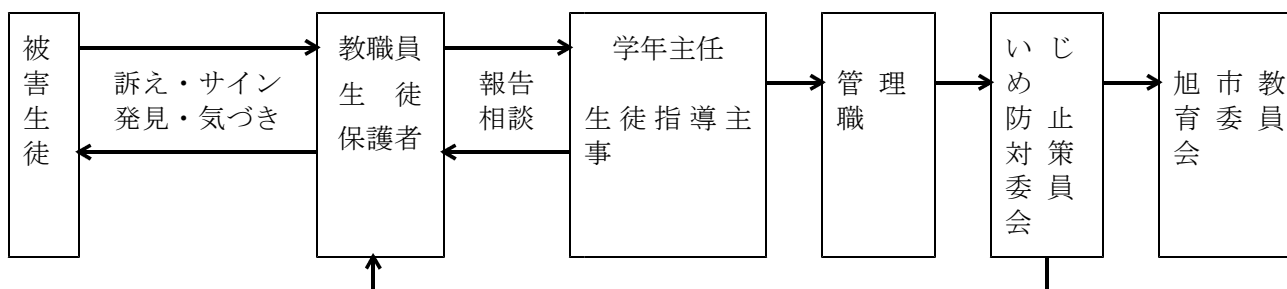
○生徒、保護者や地域住民からの情報提供や訴えや相談については、真摯に受け止め、親切丁寧な対応で、実態の把握に努める。

ウ 事実の確認と情報の共有

○発見・情報提供を受けた職員は、一人で対応せず、管理職に報告する。

○管理職は、職員等からいじめに関する情報提供を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を召集し、関係生徒に対する聞き取り調査を開始する。

○日常的ないじめの事実が確認された場合は、校長が旭市教育委員会に報告し、被害・加害生徒の保護者に事実を連絡する。



②被害を受けた生徒及び保護者への支援

ア 調査結果の報告

○被害を受けた生徒の家庭を訪問し、事実関係の詳細を報告するとともに、被害を受けた生徒及び保護者の方に、当該生徒の不安を除去し、安心して学べる環境をつくることを知らせる。

事実確認に時間がかかる場合には、途中経過だけでも速やかに報告する。

イ 被害を受けた生徒に対する組織的・継続的な支援

○いじめの被害を受けた生徒及び加害生徒に対する指導は、学級担任等が一人で抱え込むことなく、いじめ対策委員会を中心に全職員が組織的に対応する。

○いじめが解決されたことをもって、指導を終了するのではなく、継続して十分な注意を払い、継続的な支援を行う。

ウ 専門家（スクールカウンセラー等）による心のケア

○いじめの被害を受けた児童の心のケアを行い、安心して学校に通うことができるよう、専門家の立場から適切な助言やカウンセリングを行うよう協力を依頼する。

③加害生徒及び傍観者に対する指導・保護者への助言と協力の依頼

ア 事実関係の確認と組織的な対応

○いじめを行ったとされる生徒から事実関係を詳細に聴取し、いじめが確認された場合は、いじめ対策委員会が中心となって、全職員が組織的に対応にあたる。いじめをやめさせること及び再発防止に全力を尽くす。

イ 加害生徒及び傍観者に対する指導

○いじめを直接行っていない生徒でも、その事実を知っていながら傍観していたいわゆ

る傍観者については、自分の問題として捉えさせる。いじめを止める勇気、止めることができなければ誰かに知らせる勇気が持てるように指導する。

ウ 保護者との連携

○加害生徒の保護者には、加害生徒から聴取した内容を確実に伝え、いじめの再発防止について、家庭と学校が連携して取り組むよう協力を求める。

(7) 重大事案に対する対応について

①重大事案の定義

ア いじめにより、被害を受けた生徒の生命、心身、金品等の財産に重大な被害が生じた
と疑われる事案

○当該生徒の自殺 ○当該生徒が心身に重大なけがや障害を負った場合

○当該生徒の金品等に重大な被害を被った場合

イ いじめにより当該生徒が長期間にわたって遅刻や早退、欠席などの不登校の状態が続いたとき

②重大事案の報告

○重大事案の定義に当てはまる事案が発生した場合は、校長を通じて旭市教育委員会に報告し、指導を受ける。

○傷害事件や金品の窃盗など刑事事件に発展する恐れのある事案については、旭警察署に通報する。

③重大事案の調査・調査結果の報告

○重大事案の調査については、疑いが生じた時点で開始する。学校が全力をあげて取り組むが、教育委員会等の指示により、第三者調査委員会が調査を行う場合は、当該調査委員会の調査に協力する。

○重大事案の調査結果については、いじめの被害を受けた生徒及びその保護者だけでなく、臨時保護者会等を開催し、全校生徒の保護者に説明する機会を設ける。

④生徒や保護者への説明

○重大事案の調査結果については、いじめの被害を受けた生徒及びその保護者だけでなく、臨時全校集会、保護者会等を開催して全校生徒及び保護者に説明する機会を設ける。

(8) インターネット等を介したいじめへの対応について

①事実関係の確認

○スマートホン、パソコンなどインターネットやSNS等を通じたいじめについては、メールや掲示板などをしっかりと確認するとともに、関係生徒から事情を聴取し、事実関係の掌握に努める。

②拡大・飛散の防止

○名誉棄損や個人情報の流出につながる事案については、インターネット上に拡散や飛散することを防ぐため、県警サイバー犯罪相談窓口等を活用し、適切な指示のもとプロバイダーに削除を求めるなどの対応をとる。

③再発の防止

○職員・保護者・生徒を対象とした研修を再度実施し、インターネットやスマートホン等を通じたいじめに対する対応について学ぶ。

○情報端末のフィルタリングの設定等について、保護者に対する啓発活動を強化する。

平成28年5月1日 制定

平成29年4月1日 改定

平成30年4月1日 改定

平成31年4月1日 改定